



新しく入会しました

ふるさと小野町会
通信

3月11日に発生しました東日本大震災により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

この大震災により、いわき市在住の友人が家族5人で千葉県に避難し、現在、アパートを借りて住んでおります。

この友人に避難生活で、今何が一番必要かと尋ねたところ、日常生活用品と言うことなので、すぐに物資を送り届けました。これからも応援していきたいと考えております。

このように、毎日報道される被災者の声を聞くと、胸が痛みます。一日も早く平穏な生活に戻れることを心からお祈り申し上げます。

さて、私は昨年6月に、同級生の蒲生吉夫さん(千葉支部)に紹介されて「ふるさと小

野町会」に入会しました。最初はとても不安でしたが、神奈川支部新年会に初めて参加させていただき、皆さんにとても良くしていただき不安が取れました。支部の皆さんに感謝しております。

最後に、私は現在、デパートに勤務しており、まだまだ仕事を頑張っていきたいと思っております。ふるさと小野町の皆さんも復旧・復興に向けて頑張ってください。



高梨 クニ子
(飯豊出身/神奈川県支部)



退職(失業)による特例免除制度

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、市町村役場で国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、平成23年度は月額1万5020円の保険料を納めることとなります。

保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。免除制度を利用すると、保険料を納めなくても、免除された期間は次のようになります。

- ①老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。
- ②老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。
- ③障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

■退職(失業)時の特例免除制度
免除申請する年度または

その前年度に退職(失業)した方は、特例免除制度を利用できます。

この特例免除では、通常は審査の対象となるご本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

■手続き

特例免除の申請には、住民票のある市町村へ「国民年金保険免除申請書」を提出する必要があります。

- ▼年金手帳または納付書など基礎年金番号が分かるもの
- ▽認め印(本人が署名する場合は不要)
- ▽失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票など)

■被扶養配偶者の方

厚生年金加入の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職(失業)によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一号被保険者になり、保険料の納付義務が生じます。

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が退職(失業)時の特例免除に該当すれば、免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。

なお、免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。

免除制度と追納制度の詳細については年金事務所にご相談ください。

圓郡山年金事務所
024-932-3434
圓町民生活課
72-6933